

野洲市地域公共交通会議規約

(趣旨)

第1条 野洲市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うとともに、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバスの旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 計画及び計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (4) 道路運送法第79条に規定する自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 地域の公共交通の利用促進及び利便性向上に関する事項
- (6) 規約の改廃に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第4条第1項に定める会長（以下「会長」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員29人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから野洲市長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 野洲市自治連合会等野洲市内の団体を代表する者
- (3) 関係する公共交通事業者又は公共交通関係団体を代表する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者（道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業を営む事業者をいう。）の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 野洲市職員

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は会議を代表し、会議の会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職

務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第2項第5号から第6号までに規定する者は、任期を定めない。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一の会社、団体、機関等に属する者を代理人として出席させ、議決等を委任することができる。

3 会議は、委員（代理人を含む。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議決を要する事項（次条の規定による議決の適用を受ける事項を除く。）については、出席した委員（代理人を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 第3項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認める場合は、会議を書面により開催することができる。この場合において、前項中「出席した委員（代理人を含む。）」とあるのは「委員」とする。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開とすることにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認められる場合は、非公開とすることができる。

(特別議事事項)

第7条 次に掲げる事項は、出席委員（代理人を含む。）の4分の3以上でこれを議決する。この場合において、原則として、会議を書面により開催することはできない。

(1) 交通会議の解散

(2) 委員の除名

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 会議の結果について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を設置することができる。

2 分科会は、次に掲げるものとし、その必要な事項は、会長が別に定める。

- (1) 道路運送法第9条第4項に定める運賃協議部会
- (2) その他、分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第11条 交通会議に監査委員を置く。

- 2 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 監査委員は、交通会議の出納を監査し、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の会計の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(事務局)

第14条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、野洲市都市建設部都市政策課（滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1）に置く。
- 3 事務局の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年4月24日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、交通会議の設置に係る最初の会議は、野洲市長が招集する。

付 則

この告示は、令和7年2月3日から施行する。

付 則

この告示は、令和7年5月20日から施行し、改正後の野洲市地域公共交通会議規約の規定は、同年4月1日から適用する。